



迎春の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

新事務所（六角橋6-18-22コンフォート白楽1階☎045-594-6541）をオープンしました。

重要情報

1. H27年税制改正大綱が発表へ

自民公明与党から大綱が発表されています。法人税率引下げと、税源確保の諸制度縮小。地方税（外形標準課税）拡大。NISAの拡充と出国税の創出、国外扶養控除引締め。各種生活資金贈与の非課税充実。消費税10%整備などです。

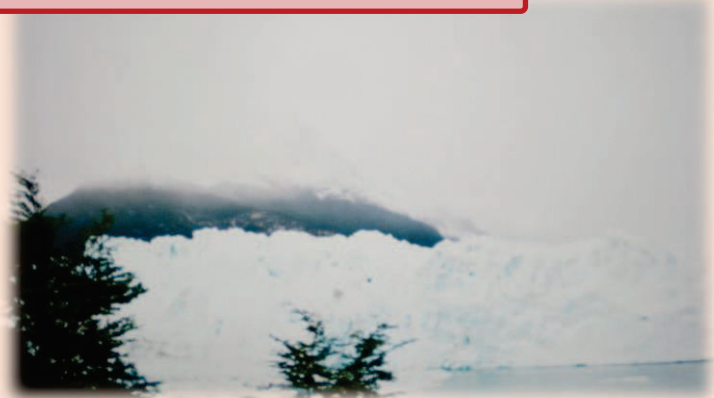
2. マイナンバー取扱いガイドラインの制定

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）等が制定されました。たとえ中小・個人事業者であっても、給与・報酬料金・不動産賃料等の支払がある場合は、支払先から個人番号を取得・管理しなければなりません。

3. 9号買換え延長へ

長期（10年超）所有の国内の土地建物から、国内の土地建物機械装置に買替えた場合の圧縮記帳（売却益の80%）の特例がH29.3.31まで延長されました。地方から都市への買換えについては圧縮割合が多少縮小されています。

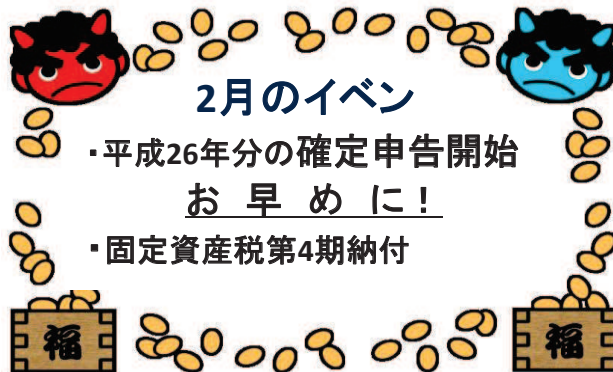
元バックパッカー赤羽の旅噺(バカ)



【アルゼンチン：エルカフラファテ】世界遺産のモレノ氷河には世界中の観光客が集まります。はるばる日本からやってきた高齢者ツアー団体に遭遇しました。話をしてみるととてもエネルギーです。老いて、酸いも甘いも経験した方々が、無邪気に好奇心を満ちし、生き生きと楽しんでいるのを見ると、旅は素敵だなと感じます。「自力でここまで来たの？若者は元気だ！」なんて言われながら、梅干しなどを頂きました。

☆事務所からの連絡☆

お蔭さまで年始から新事務所を開所できました。有難うございます。心新たに頑張りますので、本年も宜しくお願いいたします。



2月のイベント

- ・平成26年分の確定申告開始
- お早めに！
- ・固定資産税第4期納付

税金マメ知識

確定申告が既に始まっています。2/16～3/15は作成済みの申告書の提出期間ですから、作成は1月中から取り掛かりましょう！
本年の税務署日曜開庁予定はH27.2.22（日）とH27.3.1（日）です。

H26年から適用される所得税の改正事項のおさらいです。

- ①上場株式等の譲渡配当にかかる軽減税率（所7%住3%）はH25年末で廃止。
- ②趣味娯楽保養鑑賞目的の資産（不動産以外、ゴルフ会員権等）の譲渡損失はH26.4.1以後の譲渡から通算不可。
- ③住宅減税（ローン控除など）はH29年末まで延長。 次回に続きます。

晩酌のじかん

正月は淡路島で過ごしました。初めての青春18切符でひたすら西に…。2歳児を連れての長旅はちょっとした冒険でしたが快適な旅でしたよ。暖かい車内に座り、移り行く車窓をボーっと眺め、うたた寝したり、妻と会話したりしました。気が向いたら途中下車も可能。良い旅でした。



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階
TEL:045-594-6541/FAX:045-594-6540
Mailto:tax.akahane@ksk.red